

重要事項説明書

福祉用具メニーピープル広島（販売）

説明・同意日：西暦 年 月 日

本契約書締結の証として、甲乙は署名又は記名、押印のうえ、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。尚、各当事者は本書の作成、記名押印等に代えて、電磁的方法によって本契約書の締結を証することができる。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

甲（利用者）

個人情報の取扱いへの同意、契約内容、及び重要事項の説明・交付を受けた。

利用者名	住所
	氏名 印

身元引受人	住所
	氏名

利用者甲に代わり署名を行い、利用者本人の契約意思を確認した。

代筆者	住所	
	氏名	続柄

乙（事業所）

運営者名 MANY PEOPLE 株式会社 代表取締役 坂根 慧
管理者名 福祉用具メニーピープル広島 管理者 土本 祐介

説明者	
-----	--

（注）「身元引受人」欄は、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方が記載する。

（注）「代筆者」欄は、利用者本人が心身の状況により、自ら署名することが難しい場合に、利用者欄に本人に代わって記名・押印される家族等関係者が、契約内容を確認したうえで記名・押印する。代筆の場合、利用者欄へ押印する。

福祉用具販売サービスを提供する事業者について

法人名	MANY PEOPLE 株式会社
代表者	代表取締役 坂根 慧
所在地	広島県広島市佐伯区五月が丘 1 丁目 33 番 3-401 号
連絡先	電話：082-961-4065／FAX：082-961-4068

福祉用具販売サービスを提供する事業所について

事業所名	福祉用具メニーピープル広島
管理者	所長 土本 祐介
所在地	広島県広島市佐伯区五月が丘 1 丁目 33 番 3-401 号
連絡先	電話：082-961-4067／FAX：082-961-4068
営業時間	月曜日～金曜日の 9 時～18 時（ただし 12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
通常の実施地域	広島市、廿日市市、呉市、安芸郡府中町とする（ただし離島は除く）

職員体制および職務内容

職種	職務内容	人員
管理者	事務所の管理、選定相談（兼務あり）	1 名以上
福祉用具専門相談員	選定相談、配送設置など	2 名以上
その他職員	受付、請求業務	必要な人数

第1条 （目的）

介護を要する状態の高齢者においても、住み慣れた居宅でその持っている能力に応じ、自立した生活を送ることが肝要である。高齢者の自立支援や機能訓練、及び介護者の負担軽減に資する福祉用具を適切に提供し、生活の質を維持、向上させることを事業の目的とする。

第2条 （運営方針）

1. 介護保険法及び関連する法律を遵守し事業を行う。
2. 要介護者及び要支援者の自立支援や、介護負担の軽減に資する福祉用具を選定・提供し有効に活用されるよう支援を行う。
3. サービスの質の評価を行うとともに評価に基づく改善を図る。
4. サービス提供量に見合う十分な福祉用具専門相談員を配置し、研修や評価等による資質の向上に努める。
5. 関連する在宅サービスとの連絡調整を行い、利用者の状態に応じた福祉用具の提供に努める。
6. 苦情に適切に対応できるよう努める。

第3条 （福祉用具販売サービスの利用料金（以下「サービス利用料金」という）、及び利用者負担額の支払い方法）

1. ご利用者負担額について

- (1) サービス利用料金は、別紙カタログのとおりであり、利用者負担額は「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) サービス利用料金が区分支給限度額を超える場合、超えたサービス利用料金分は全額自己負担となる。
- (3) 居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成していないなど「償還払い」となる場合、一旦利用料金の全額を支払い、その後保険者に対して領収証を添付して、利用者負担額を除いた保険給付分を受け取る。
- (4) 利用者が介護保険適用外となった場合、全額自己負担となる。

2. ご請求方法について

- (1) 請求書の発送：購入月の翌月中旬に請求書を発行する。
- (2) お支払期限：請求書発行月の27日が支払い期限となる。

※ 27日が土曜日・日曜日及び祝日の場合、翌金融機関営業日が支払い期限となる。

3. お支払い方法について

口座振替による支払い：支払い期日に指定の金融機関口座から振替。

※ 初回月分に関しては、手続きが間に合わない場合があり、その場合、振込又は翌月分と一括振替となる。

4. 搬入・搬出費用について

原則、搬入及び搬出にかかる費用は、サービス利用料金に含まれる。ただし、次の場合、利用者が了承のうえ、搬入・搬出にかかった費用を別途支払う。

- (1) 搬入・搬出作業の際、特別な作業や措置が必要となる場合（例：家具などの移動や解体作業）。
- (2) 通常のサービス地域外へ搬入・搬出する必要がある場合。
- (3) 契約期間中に利用者の都合等により、レンタル商品の移動を行う場合（例：転居）。
- (4) また、車を使つての搬入・搬出の場合、「通常の事業の実施地域」を越えた地点から、路程 1 kmあたり 50 円の交通費を請求する。
- (5) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その都度相談のうえ取り決める。

第 4 条 （キャンセル）

居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成された後にサービス利用を中止する場合、前日までに速やかに事業所へ連絡する。※キャンセル料は発生しない

第 5 条 （アフターサービス）

利用者の状態や環境の変化にあわせて福祉用具を利用する為に、定期的にアフターサービスを行う。

第 6 条 （個人情報の取扱い）

1. 基本姿勢

当社は、個人情報の取扱いについて「個人情報保護方針」「個人情報保護規程」等を定め、個人情報保護管理者の監督下で適切な安全管理措置を継続的に実行する。また、苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2. 個人情報の利用目的

当社は個人情報を下記の目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用する。

- (1) 当社がお客様に提供するサービス(介護サービス及び介護予防サービスを含む)。
- (2) 当社サービスの請求事務(介護保険請求事務を含む)。
- (3) 家族等への心身の状況説明(ただし、健康機器レンタルサービスは除く)。
- (4) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。
- (5) 当社が提供する新商品・サービスに関する情報のお知らせ。

3. 個人情報の第三者提供

当社は、下記の場合を除いて、利用者の同意なく個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 前項の利用目的の中で、他の事業者等への情報提供を行う以下の場合。
 - ・ 介護(介護予防)サービスに係る、サービス担当者会議等での他のサービス事業者との連携。
 - ・ 介護(介護予防)サービスに係る、審査支払機関へのレセプト提出及び紹介への回答。
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体的又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

4. 個人情報の管理

当社は、利用者の個人情報を最新かつ正確な状態で管理するよう努める。当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正なセキュリティ対策を講じる。

5. 個人情報の破棄

当社は、介護保険法及び関係法規に義務付けられる保存年数を経過したお客様の情報は、承諾を得ることなく、完全に廃棄する。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止

当社は、利用者が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合に特別な理由のない限り、速やかに対応する。なお、当社の個人情報の取扱いについて、意見・質問があった場合、下記の当社個人情報相談窓口まで連絡ください。

【受付担当者】管理者（電話 082-961-4067／FAX：082-961-4068）

7. 組織体制

当社は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施致します。また、役員及び従業員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底する。また、サービス従事者が退職後においても、これらの業務上知り得た個人情報の秘密を保持するよう、必要な対策を講じる。

【個人情報保護管理者】運営事業部長（電話 082-961-4065／FAX:082-961-4068）

第7条 （苦情の対応）

1. サービスに関する苦情や相談がある場合、下記の窓口にご連絡ください。

事業者	福祉用具メニーピープル広島
所在地	広島市佐伯区五月が丘 1 丁目 33 番 3 号
連絡先	TEL：082-961-4067／FAX：082-961-4068
受付時間	月～土曜日の 9 時～18 時（12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
保険者	広島市介護保険課事業者指導係
所在地	広島県広島市中区国泰寺 1 丁目 6 番 34 号
連絡先	TEL：082-504-2183／FAX：082-504-2136
受付時間	月～金曜日・8 時 30 分～17 時 15 分 （土日祝及び 8 月 6 日と 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
公的機関	広島県国民健康保険団体連合会
所在地	広島県広島市中区東白島 19 番 49 号 国保会館
連絡先	TEL：082-554-0783／FAX：082-511-9126
受付時間	月～金曜日・8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝及び年末年始を除く）

2. 苦情処理の体制・手順

- (1) 苦情があった場合、営業担当者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、関係者からも事情を確認する。
- (2) 担当者が判断した場合、管理者を含めて検討会議を行う。
- (3) 検討結果により、早急に具体的な対応を行う。
- (4) 苦情の経過を記録に残し、今後の再発防止に役立てる。

第 8 条 （事故・故障時の対応）

1. 万一、故障等が発生した場合、速やかに修理・交換等の手配を対応する。
2. 利用者又はその家族に対して賠償すべき事由が起こった場合、誠実に対応するとともに金銭等により賠償する。円滑に対応すべく、賠償保険にも加入している。
3. 事故発生時には、家族、保険者及び利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を入れ円滑な対応をする。また、事故状況及び事故に際して取った処置についても記録する。
4. 故意又は間違った使い方による故障・破損の場合、修理代金相当額を請求する。

第 9 条 （虐待防止に関する対応）

1. 虐待防止に関する責任者は、管理者とする。
2. ご利用者の人権の擁護・虐待の防止の為、従業者に虐待防止に関する研修を実施する（年 1 回以上）。
3. サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに保険者及び利用者に関わる居宅介護支援事業者等に通報する。
4. その他、虐待防止の為に必要な措置を講じる。

第 10 条 （成年後見制度の活用支援）

適正な契約手続き等を行う為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるよう支援する。

第 11 条 （その他、注意事項）

1. 介護保険外の取扱いについて

介護保険施設や医療施設に入所、入院したとき、又は要介護認定で自立と判断されたときには、介護保険を利用しての福祉用具の貸与を受けることが出来ません。また、利用を継続する場合、サービス利用料金の全額が利用者の負担となる。このような場合、早急に事業所まで連絡ください。以降のお取扱いについて相談致します。

2. 介護保険内の取扱いについて

要介護認定で、要介護 1、要支援 1 及び要支援 2 の方は、介護保険を利用しての福祉用具貸与を受けることが出来ない種目があり、介護保険を利用できなかった場合、サービス利用料金の全額が利用者の負担となることから、要介護認定の申請中の方や更新中の方は、ご注意ください。

以上